

「星降る中部高地の縄文世界」周遊型体験ゲーム企画・作成事業  
公募型プロポーザル方式実施公告

甲信縄文文化発信・活性化協議会（以下「協議会」という。）事務局規程において準用する、長野県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 2 年 9 月 29 日

甲信縄文文化発信・活性化協議会長 尾島 信久

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

「星降る中部高地の縄文世界」周遊型体験ゲーム企画・作成業務委託

### (2) 業務の目的

日本遺産「星降る中部高地」のストーリーを、楽しみながら一体的に理解できる周遊型体験ゲームを企画・制作することにより、認定地域の魅力向上及び活性化を図る。

### (3) 業務内容

別添仕様書（案）のとおりに

### (4) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 実施体制
  - ・運営体制
  - ・協議会との連携・調整方法
- ② 事業内容
  - ・各事業の事業計画（スケジュール含む）
  - ・次年度以降への展開方法
- ③ 同種または類似の業務実績
- ④ その他（特筆すべき事項）
- ⑤ 業務等に要する経費及びその内訳

### (5) 業務の実施場所

長野県内及び山梨県内

### (6) 履行期間又は履行期限

契約日から令和 3 年 3 月 26 日（金）

### (7) 費用の上限額 6,500,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び長野県財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参

加することができない者でないこと。

- (2) 国または地方公共団体その他の公共機関から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員またはその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行わないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとし、提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係
(甲信縄文文化発信・活性化協議会事務局)
電話 026-235-7441
FAX 026-235-7493
メール bunkazai@pref.nagano.lg.jp

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年10月7日（水）（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県文化財・生涯学習課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、電話により到達したことを確認してください。

#### (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限の3日前までに、書面により協議会長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により協議会長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3（4）に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期間 令和2年10月14日（水）まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 協議会長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は令和2年10月16日（金）までに協議会ホームページで公表します。

5 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年10月21日（水）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出部数 10部

④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県文化財・生涯学習課に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

審査基準表(別紙1)に基づいて選定します。

(5) 企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、プレゼンテーションによる審査を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの開催(予定)

(ア) 開催日 令和2年10月26日(月)午前(時間は別途通知します。)

(イ) 場所 長野県諏訪合同庁舎(長野県諏訪市上川1丁目1,644-10)

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

見積業者選定結果については、遅滞なく、協議会ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知します。

(7) 非選定理由に関する事項

① (7)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により協議会長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

6 契約書案

別添契約書(案)のとおり

7 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目

が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により協議会長に  
対して提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届  
を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不  
利益な扱いを受けることはありません。

## 8 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2  
長野県教育委員会文化財・生涯学習課文化財係  
(甲信縄文文化発信・活性化協議会事務局)  
電話 026-235-7441  
FAX 026-235-7493  
メール [bunkazai@pref.nagano.lg.jp](mailto:bunkazai@pref.nagano.lg.jp)

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と協議会と  
の協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と  
協議を行うものとします。
- (6) 本事業は協議会からの委託事業のため、事業の成果は協議会に属するものとします。
- (7) 本プロポーザルにおいて、協議会の要求する基準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は  
行わず、改めて公募を行うものとします。この場合、今回の参加者の再応募を妨げません。また、  
参加者が1者の場合であっても、協議会の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定  
します。